

公益社団法人砂防学会
信越支部 正会員各位

公益社団法人砂防学会
信越支部長 堤 大三

代議員候補者の募集について（会告）

公益社団法人砂防学会定款第 11 条に定める代議員選挙のため、代議員選挙実施規程に基づき、代議員候補者を募ります。代議員選挙への立候補を希望される支部内正会員は、下記のとおり、当職まで応募してください。

記

1. 代議員候補者の要件

公益社団法人砂防学会の正会員であること。

当支部が、学会本部事務局に主たる支部として登録している支部（主たる支部）、主たる支部を登録していないが代議員選挙用に学会事務局に登録してある住所または登録していない場合は砂防学会誌の送付先住所（登録住所）の所在する支部であること。

役員（理事及び監事）とは兼任できません。また、次期役員候補者に推薦された方、次期役員候補者に立候補される方は代議員候補者になれません。

2. 応募の方法

代議員選出規程第 7 条第 2 項に基づき、様式 1（支部ホームページから取得してください）により、下記宛先にメールで応募して下さい。

メール送付先アドレス：shin-etsu@jsece.or.jp

詳しい手順は、下記の応募の「届出」手順を参照して下さい。

3. 応募期限 令和 7 年 11 月 18 日（火）必着

4. 代議員候補者の選定・推薦

代議員候補者を推薦するにあたって、推薦希望者は締切日までに別記様式 1 により支部長あて応募してください。推薦希望者の中から支部に割り当てられた代議員数に相当する代議員候補者を支部推薦候補者として選定します。

推薦希望者に対して支部長から別記様式 2 の選定結果が通知されます。選定されなかった推薦希望者のうち再度推薦を希望する者は、支部長の定める締切日までに別記様式 1 により支部内正会員

のうち 15 名の推薦人名簿を添えて支部長宛にメールで応募してください。ただし、支部内正会員は複数の推薦希望者に対して推薦人となることはできません。

支部長は、別記様式 2 で選定された推薦候補者に別記様式 1 で 15 名以上の推薦を受けた再応募者を加えて、支部推薦代議員候補者として代議員選挙管理委員会に提出します。なお、推薦希望者が支部に割り当てられた候補者の定数に満たない場合は、不足数の候補者を支部長が選定します。

5. 代議員の役割など

代議員の役割については、公益社団法人砂防学会定款に示されています。定款第 21 条によれば、代議員で構成する総会は定款の変更、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認、役員の選任又は解任等、学会の最高意思決定機関としての役割を有します。

応募「届出」手順

- (1) 「様式 1」の①欄を全て記入してください。
- (2) これをメールに添付して、支部長の指定した宛先に送信してください。
- (3) メール の 件名 は「信越支部代議員応募届出」としてください。
- (4) 届出を確認するために「受信確認」のチェックを入れてください。
- (5) 届出様式の添付以外に本文を掲載する必要はありません。

なお、以上の手順を遵守できていない場合は届出を受理しないこともあります。

【応募者数が支部の定数を超えた場合の再応募追加手順】

(6) 様式 1 の①欄を全て記入し、次に②欄に支部内正会員 15 名以上の推薦人情報を記載する。ただし、推薦人は複数の希望者を推薦することはできません。なお、支部の定数を超えた場合は支部長から応募者に連絡いたします。

(7) メールによる届出方法は上記の(2)～(5)を準用します。

※「支部内正会員」とは、登録住所が当該支部内として学会本部事務局に登録している正会員です。

6. 問合せ先

公益社団法人 砂防学会信越支部事務局 藤本 済（ふじもと おさむ）

E-mail shin-etsu@jsece.or.jp

TEL 090-3133-1923 FAX (026)228-3420

以上